



ジェフリー通信

すずか

2024

7月



「ジェフリーすずか通信」はホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>



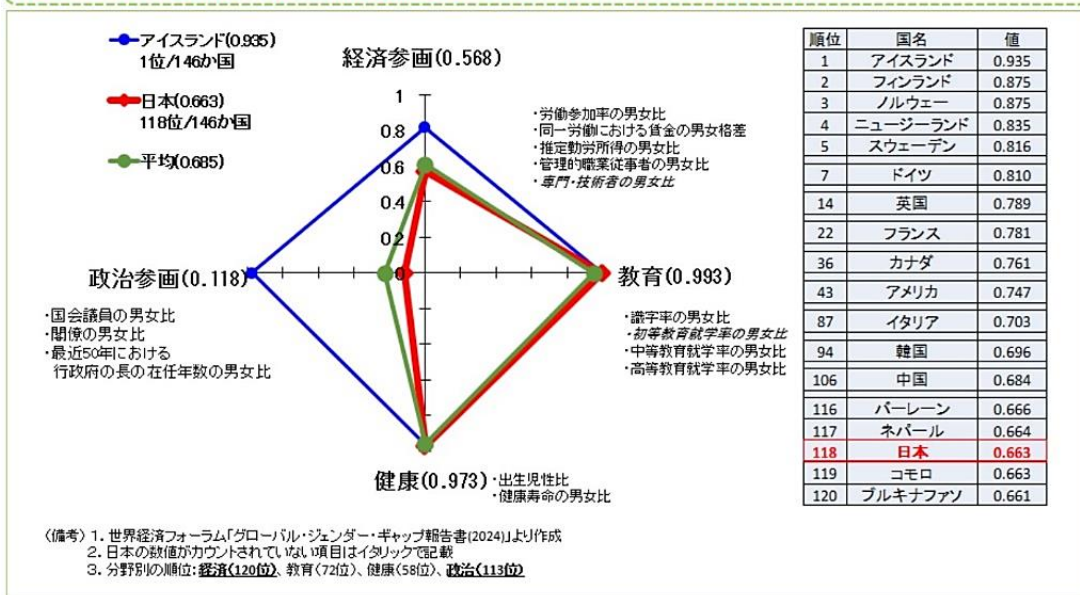
「ジェンダー・ギャップ指数 2024」が公表されました

世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が2024年6月、「The Global Gender Gap Report 2024」を公表し、その中で、各国における男女平等を数値化したジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）を発表しました。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。今回の調査では、男女が完全に平等な状態を100%とした場合の全世界の達成率は68.5%で、昨年度より0.1ポイントの改善が見られました。

ですが WEF は、現在の進捗速度では、完全な男女平等が達成されるのは2158年で、134年を要すると指摘しました。分野別では、教育分野における男女平等を達成するには20年、政治分野での格差を解消するには169年、経済分野では152年かかると試算しています。調査では、特に格差が大きい途上国への投資の重要性にも言及し、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げた2030年までの男女平等達成には、年間3600億ドルが必要と述べています。そして、今回の日本の総合スコアは66.3%（0.663）、順位は146か国中118位（前回146か国中125位・前回総合スコア64.7%（0.647））となり、前年から7つ順位を上げました。女性の閣僚が増加したことなど、政治分野における女性の参画の進展が総合順位の上昇に貢献しましたが、先進7カ国（G7）では、変わらず最下位にとどまっています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2024年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は146か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



性犯罪に関する法改正等について

令和5年6月、性犯罪に対処するための法整備として、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号。以下「刑法・刑訴法改正法」という。）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が成立し、一部の規定を除き、同年7月13日から施行されています。

1 刑法・刑訴法改正法の概要

今回の改正では、改正前の刑法では強制性交等罪・準強制性交等罪及び強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪とされていた罪について、「不同意性交等罪」及び「不同意わいせつ罪」に改められ、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」が中核的な要件として定められた上で、そのような状態の原因となり得る行為や事由（暴行、脅迫、障害、アルコール、薬物、虐待、立場による影響力など）が具体的に列挙されました。

また、改正前は「13歳未満」とされていたいわゆる性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられたり、性犯罪の公訴時効期間が延長されるなどの改正が行われました。

次の行為をすると、「**撮影罪**」・「**提供罪**」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する(※)
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

2 性的姿態撮影等処罰法の概要

近時、スマートフォン等を用いた下着等の盗撮事案などが多数発生しており、その被害は深刻なものとなっています。性的姿態撮影等処罰法は、こうした行為に厳正に対処できるようにするため、新しく制定された法律です。

この法律では、人の性的な部位や身に付けている下着などを撮影する行為のうち、正当な理由なく、ひそかに撮影する行為（①）のほか、撮影の対象者が前記1で述べたような状態、すなわち、そこで列挙されている行為・事由が原因となって、撮影されることについて「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」で撮影する行為について、「性的姿態等撮影罪」として処罰することとされています。

また、16歳未満の人の性的な部位や身に付けている下着などを、正当な理由なく撮影する行為（②）については、その人の同意の有無にかかわらず、同様に、「性的姿態等撮影罪」によって処罰することとされています。

さらに、これらの行為によって撮影された写真・動画を人に提供する行為（③）やインターネット上にアップロードする行為は、「性的影像記録提供等罪」として処罰の対象となりますし、そうした写真・動画を人に提供したりする目的で保管する行為は、「性的影像記録保管罪」として処罰の対象となります。

今回の改正には、ほかにも様々なものがあります。詳細は法務省のホームページをご覧ください。

URL https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html



男女共同参画審議会が傍聴できます

とき	7月19日（金）14時00分～
ところ	鈴鹿市男女共同参画センター（ジェフリーすずか）ホール
予定議題	令和5年度第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画に係る年次報告書（案）の外部評価のまとめ
定員	10人（先着順）
申込み	当日13時30分から13時45分まで、会場で受け付け

ワーク・ライフ・バランスメールマガジン「カエル！ ジャパン」通信

内閣府男女共同参画局では、月1回（原則月末）、ワーク・ライフ・バランスに関するメールマガジン「カエル！ ジャパン」通信を配信しています。本メールマガジンでは、「職場でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるが、なかなか

うまく進まない」、「他の企業がどのような取組をしているか成功事例を知りたい」という声を受け、企業の取組事例や有識者のコラム、国や地方公共団体の施策やイベント情報等を掲載しています。バックナンバーでは、関連する図や写真も掲載しており、充実した情報をお届けしています。ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、バックナンバー掲載情報とあわせて、本メールマガジンの情報を職場やご家庭でぜひご活用ください。



配信登録はこちらをご覧ください。

URL <https://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>



バックナンバーはこちらをご覧ください。

URL <https://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>



事業報告

第1回登録団体会議を開催しました！

6/15（土）10:00～12:00 ジェフリーすずか



今回の会議には、鈴鹿市男女共同参画団体の24団体26人の方に参加していただきました。三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」専門員、ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの服部亜龍さんを講師に迎え、「いま知っておきたいワーク・ライフ・バランスと「男性育休」のおはなし」の講座を行いました。男女共同参画の基礎知識とともに、ワーク・ライフ・バランスと男性育休の必要性について学びました。

お勧め図書のお知らせ

【あなたはもう、自分のために生きていい】 著：Poche（ダイヤモンド社）

Twitter で人気の人間関係、親子問題、機能不全家族専門カウンセラーが、これまでの 5000 件を超える発信の中から特に反響の大きかったつぶやきをピックアップし、Twitter では書ききれなかった詳細な解説や解決のヒント、イラストを新たに書き下ろしました。生きづらさを抱えてきた心に効く一冊です。



【あなたの「しんどい」をほぐす本】 著：Poche（KADOKAWA）

もっと自分にやさしくしても、大丈夫。

- ・ひとり反省会で悩むのは、あなたが頑張った証拠
- ・「できる＝やらなきゃ」じゃないと知ろう
- ・人のことを嫌いでも苦手でもいい。意地悪しなければ十分優しい

そんな、「自分なんて」が「自分らしく」に変わる 35 の考え方を心理学の観点から。人気の心理カウンセラーによる”心をほぐす言葉”×もくもくちゃんの可愛い”心をほぐすイラスト”で、あなたの「しんどい」が少しでもラクになりますように。

女性のための電話相談

7月 July 2024

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

○：相談日

059-381-3118 (直通)

相談日：毎週火・木・金曜日

（第4金曜日・休館日を除く）

時 間 10:00～12:00（午前）

13:00～16:00（午後）



- ・女性の相談員が対応します。
- ・相談は無料です。
- ・相談内容などの秘密は厳守します。
- ・必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- ・話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

鈴鹿市男女共同参画センター

（愛称：ジェフリーすずか）



〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号

（かんべ再開発ビル3階）

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ジェフリーすずか

検索

